

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（環境推進課）	29
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	29
○土地改良区の役員の就任の届出……………（農業施設管理課）	29
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	29
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	30
○道路の供用の開始……………（道路課）	30

告示

北海道告示第803号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 岩見沢市大和3条9丁目13番4の一部、13番5の一部、29番13の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第804号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成25年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 広 島 市 平成26年1月14日から3月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、しろがね土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成25年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成25.11.21 監 事 佐藤 有一 空知郡上富良野町泉町3丁目5番7号

北海道告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 次(ア)の森林については、主伐は、択伐による。
岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第807号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を美唄市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第781号のとおりである。

平成25年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

美唄市字茶志内8914所在の森林について所有権を有する ERPソフトハウス株式会社

北海道告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日

道道 本別本別停車場線 中川郡本別町柏木町129番1地先から H25.12.25 午後3時
同郡本別町南1丁目4番2地先まで